

原子力発電と地域経済を考える

2012年3月29日

東京大学
法学政治学研究科 教授

森 田 朗

地方財政の現状

- 地方財政の現実：経済力の格差
 - 財政的自立のためには自主財源をもつ必要。しかし、地域間の経済力に大きな格差がある
 - わが国の財政難の現状では、農村部の自治体は疲弊
- 人口減少下の地方自治体と地域経済
 - 地域経済の衰退から、農村部では税収が少なく、厳しい財政状況。地方交付税等の国からの財源に依存
 - 長期的傾向としての人口減少と高齢化によって、現状のままでは、多くの地域が現在の社会水準を維持することは困難
- 市町村合併と財源保障
 - 広域的な社会機能の集約化が必要であり、市町村合併はその一つの方法
 - 行政活動を維持し、地域社会を持続可能にするためには、一定の財源保障が必要
 - 農村部の財政力の低い自治体にとっては、分権よりも財源保障が必要

電源地域振興策の理念

- 電源三法制定当時(昭和49年6月)の背景事情
 - ・高度経済成長に伴う電力需要の急拡大と電源整備の遅れ
 - 昭和41年から昭和48年までの間、電力使用量は年平均12%増加。
 - この間電源整備の進捗が遅れ供給予備力は9.4%→3.6%に低下。
 - ・オイルショックの発生と電源多様化の必要性
 - 昭和48年度の石油火力依存率63.6%。
 - 国家安全保障の向上、低廉な電力供給を行うため、国産エネルギーの活用と電源の多様化が課題に。
- 電源開発・発電所立地の問題点
 - 電源立地に伴う公害防止や安全性確保に対する住民の不安
 - 発電所の雇用効果は限定的で、都市住民が必要とする電力を供給しているという理解

•電源地域振興策に期待された効果

- 交付金による収入
- 地方税による税収—法定外税、固定資産税、住民税
- 発電所建設による雇用創出、関連企業の進出、人口増加などによる地域振興効果

•電源三法の制定(昭和49年6月)

•「電源開発促進税法」

発電施設の設置の促進、運転の円滑化、並びにこれら発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれら発電施設による電気の供給の円滑化。

•「特別会計に関する法律」

電源開発促進税法による収入を、発電所の周辺地域の整備や安全対策をはじめ、発電用施設の設置及び運転の円滑化のための交付金や補助金などとして交付

•「発電用施設周辺地域整備法」

発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上をはかり、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することが目的

原子力施設の立地と交付金

平成23年度予算額

(1) 電源開発促進税法の目的

- 発電施設の設置の促進、運転の円滑化、利用の促進、安全の確保、電気の供給の円滑化を図る等のための措置の要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気に電源開発促進税(電促税)を課する。

(2) 電源立地地域対策交付金制度の目的

- 電源立地地域対策交付金は、発電用施設の立地及び運転の円滑化のため、電源立地地域に交付されるもの。
- 電源立地自治体の裁量により、公共用施設の整備等のハード事業から福祉対策等のソフト事業まで、幅広い事業の実施が可能。



この制度は、電源開発によって大きな利益を受ける消費者の負担によって、発電所周辺地域の地元住民の福祉の向上を図るために公共用施設の整備等をしようとするものであり、発電所建設の利益を地元へ還元する手段。

電源立地地域対策交付金 <small>公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業を支援。</small>	1,110億円 (72)
電源立地等初期対策交付金相当部分	66億円 (-)
電源立地促進対策交付金相当部分	162億円 (0)
原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分	243億円 (42)
電力移出県等交付金相当部分	281億円 (14)
水力発電施設周辺地域交付金相当部分	61億円 (-)
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分	206億円 (16)
核燃料サイクル施設交付金相当部分(建設段階)	68億円
核燃料サイクル施設交付金相当部分(運転段階)	24億円

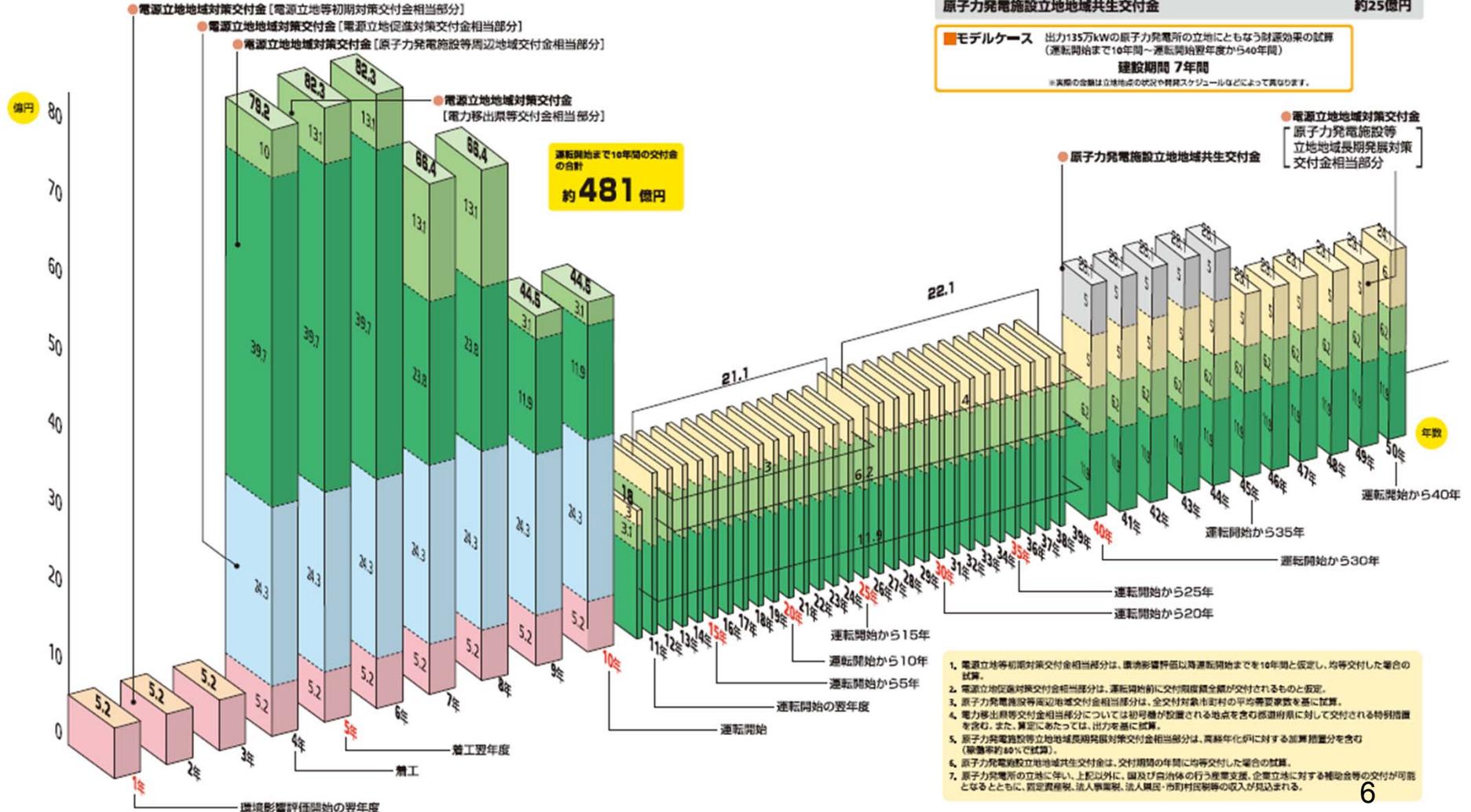
電源立地等推進対策交付金	
原子力発電施設立地地域共生交付金	30億円
広報・安全等対策交付金	12億円 (2)
電源地域振興促進事業費補助金 <small>原子力発電施設等の周辺地域における立地企業への電気料金の割引措置となる補助及び電源地域の産業関連施設等の整備事業に対して補助を行う。</small>	67億円 (19)

※カッコ内は文部科学省分(外数)

2. 財源効果のモデルケース

原子力発電所が建設される市町村等には、電源立地地域対策交付金等による財源効果がもたらされます。

出力135万kWの原子力発電所が新設された場合、その地域（立地所在市町村、周辺市町村、都道府県）にもたらされる電源立地地域対策交付金等による財源効果のモデルケースです。
また、発電所立地によるメリットは、このモデルケースにあげられた交付金以外にも各種交付金や補助金が活用できるほか、固定資産税の収入、建設事に伴う雇用拡大等、経済波及効果が見込まれます。



地方税としての核燃料税

- **核燃料税等の概要(道県税)**

地方税法に基づく、法定外普通税。昭和51年に福井県が核燃料税を創設。以後、福島県、茨城県(平成11年から核燃料等取扱税に変更)、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県、青森県(核燃料物質等取扱税)の13道県が導入。

→核燃料関係納税額は全国で約346億円。これは、都道府県の法定外普通税の総額約362億円の約95%に相当(平成21年度)。

→税 率:13%~17%

- **使用済核燃料税の概要(市税)**

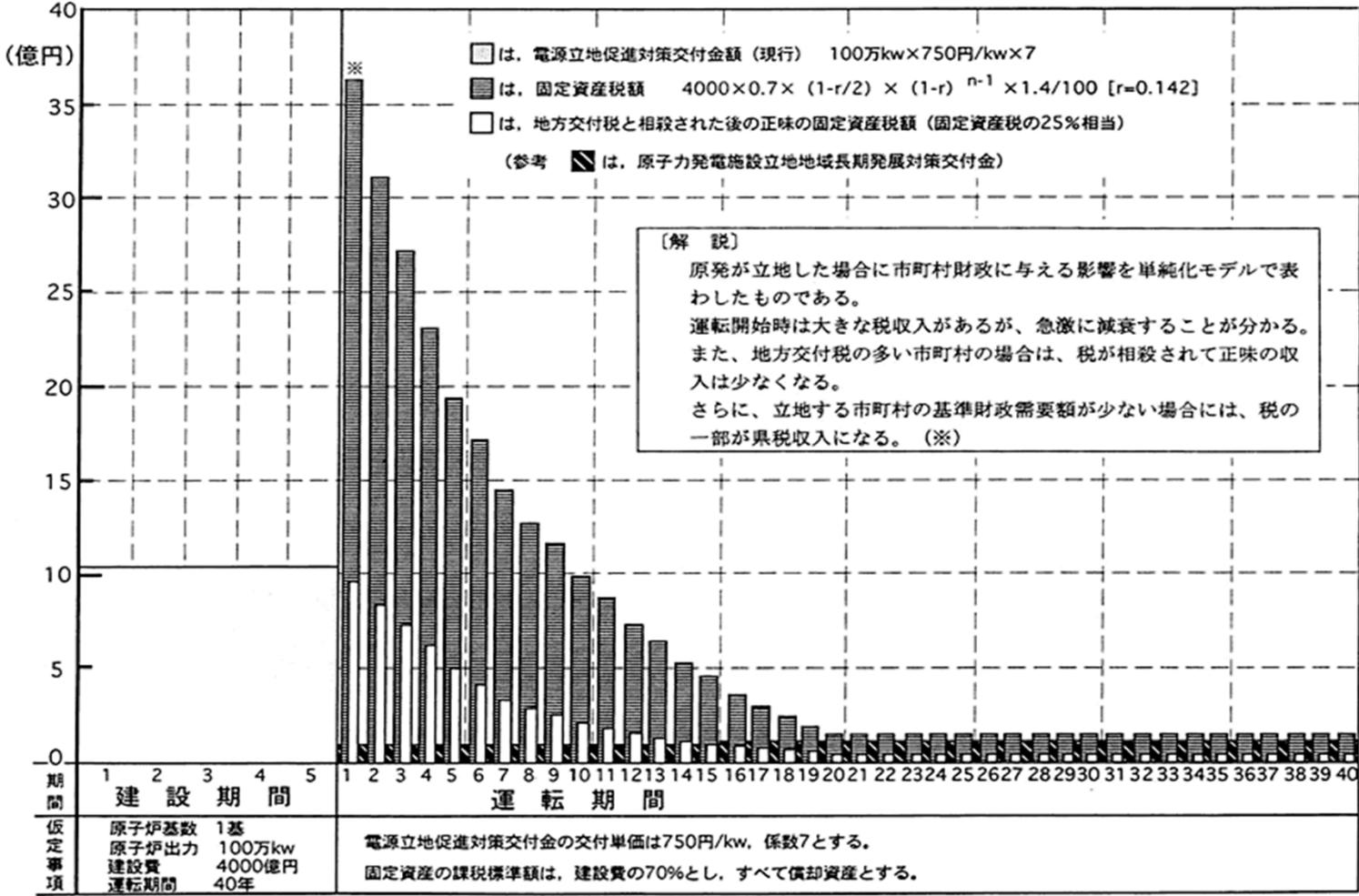
地方税法に基づく、法定外税。平成15年に鹿児島県薩摩川内市は法定外普通税として、新潟県柏崎市は法定外目的税として導入。

→税 率:25万円/体(薩摩川内市)、480円/kg(柏崎市)

→税 収:約3億円(薩摩川内市)、約6億円(柏崎市)(平成21年度)

原子力発電所の固定資産税

- 固定資産税は、立地市町村においては大きな税収の一つ。



(全国原子力発電所所在市町村協議会資料)

- 交付金等の現状

- 多様な用途と大きな額
- 厳しい財政状態にある地域にとって歳入の大きな部分を占める貴重な財源
- 電力消費者が得る利益の発電地域への還元
— 負担を受け容れることの対価

- 制度の課題

- 財源拡大の合理的な対応
- 周辺自治体との格差
- 安全・安心のギャップと世論
— 客観的な評価よりも政治的要素が大きい

NIMBY問題の合理的な解決策はあるか？

- NIMBY問題：部分の犠牲による全体の利益
- 客観的基準の欠如と時間的制約
- 合意確保の方法